

令和6年第6回

相良村議会9月定例会会議録

開 会 令和6年9月10日
閉 会 令和6年9月18日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職名	氏名	議席	職名	氏名	議席
議長	黒木正照	10	議員	徳田正臣	4
副議長	市岡智恵	9	議員	中村重道	5
議員	川邊一徳	1	議員	西本巳喜男	6
議員	坂田朋美	2	議員	高岡重盛	7
議員	永田博人	3	議員	小善満子	8

常任委員会構成

委員会	総務文教	産業福祉
委員長	高岡重盛	中村重道
副委員長	西本巳喜男	永田博人
委員	黒木正照	小善満子
	徳田正臣	市岡智恵
	坂田朋美	川邊一徳
定数	5人	5人

令和6年第6回 相良村議会定例会 会期日程

(会期9月10日から9月18日 9日間)

月	日	曜	種 別	内 容
9	10	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 報告 報告第3号 (質疑) 報告 報告第4号、報告第5号 (質疑) 提案理由の説明 認定第1号から認定第6号 (質疑) 提案理由の説明 議案第45号 (質疑) 提案理由の説明 議案第46号 (質疑) 提案理由の説明 議案第47号から議案第50号 (質疑) 提案理由の説明 議案第51号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第52号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第53号 (質疑・討論・採決) 提出理由の説明 諮問第1号 (質疑・討論・採決) 委員会付託 認定第1号から認定第6号 議案第45号から議案第50号
			委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	11	水	委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	12	木	委員会	付託議案審査 (連合審査)
9	13	金	委員会	付託議案審査 (連合審査)、各常任委員会
9	14	土	休会	
9	15	日	休会	
9	16	月	休会	

9	17	火	本会議	一般質問
9	18	水	本会議	<p>委員会審査の結果報告（各常任委員会） 認定第1号から認定第6号 議案第45号から議案第50号 (質疑・討論・採決)</p> <p>議案の上程 提出理由の説明 発委第1号 (質疑・討論・採決)</p> <p>議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会</p>

第6回相良村議会9月定例会会議録

令和6年9月10日（火）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和6年第6回相良村議会定例会（第1号）

令和6年9月10日

午前10時00分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 報告第3号 令和5年度株式会社さがら経営状況報告について
(質疑) |
| 日程第4 | 報告第4号 健全化判断比率の報告について |
| 日程第5 | 報告第5号 資金不足比率の報告について
(質疑) |
| 日程第6 | 認定第1号 令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 令和5年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 令和5年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 令和5年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 令和5年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑) |
| 日程第12 | 議案第45号 相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第13 | 議案第46号 令和6年度相良村一般会計補正予算（第3号）
(質疑) |
| 日程第14 | 議案第47号 令和6年度相良村簡易水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第48号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算
(第3号) |

- 日程第16 議案第49号 令和6年度相良村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第50号 令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
(質疑)
- 日程第18 議案第51号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第52号 工事請負契約の変更について
(質疑・討論・採決)
- 日程第20 議案第53号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正につ
いて
(質疑・討論・採決)
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(質疑・討論・採決)
- 日程第22 委員会付託 認定第1号から認定第6号、議案第45号から議案第
50号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 6番 西 本 巳喜男 君 |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 7番 高 岡 重 盛 君 |
| 3番 永 田 博 人 君 | 8番 小 善 満 子 君 |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 5番 中 村 重 道 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(11名)

- | | | | |
|---------|-------------|------------------|-----------|
| 村 長 | 吉 松 啓 一 君 | 建設課長 | 大 土 手 寛 君 |
| 教 育 長 | 中 村 和 弘 君 | 教育課長 | 出 合 宏 光 君 |
| 総 務 課 長 | 川 邊 俊 二 君 | 保健福祉課長 | 平 川 千 春 君 |
| 会計管理者 | 渋 谷 美 佐 江 君 | 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | 倉 田 雅 弘 君 |
| 税 務 課 長 | 平 田 智 博 君 | 企画商工課長 | 佐 竹 淑 子 君 |
| 代表監査委員 | 渡 邊 法 光 君 | | |

5. 本会議の書記

- 議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分



○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 6 年第 6 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、5 番、中村重道議員、

{「はい。」と、5 番議員。}

6 番、西本巳喜男議員、を指名します。

{「はい。」と、6 番議員。}



日程第 2 会期の決定

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 9 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 9 日間に決定しました。



日程第 3 報告第 3 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、報告第 3 号、令和 5 年度株式会社さがら経営状況報告についてを議題とします。本件について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、報告第 3 号、令和 5 年度株式会社さがらの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきご報告申し上げます。2 ページからご覧ください。さがら温泉茶湯里は、都市と農村との交流を目的として、平成 9 年 9 月から営業を開始し 28 年目を迎え、令和 6 年 6 月 10 日現在で 587 万人のご来館をいただきました。近年は、コロナ禍の影響はもとより、原油や原材料価格の高騰などの影響で大変厳しい状況下でございます。しかしながら、令和 5 年 5 月に感染症法上の位置付けが 5 類に移行し、各地でイベントなどが再開され、社会経済活動も正常化に向け活発化する中、観光及び宿泊業を中心に回復傾向にあるところでございます。令和 5 年度の経営状況につきましては、お手元の第 27 期定期株主総会資料に記載しております事業報告及び収支計算報告書のとおりでございますが、当期純利益は 454 万円のプラスでございます。特に宿泊部門におきまして

は、対前年比 129 パーセントの売り上げ増加、交流等部門で対前年比 226 パーセントの売り上げ増加が主な要因と考えております。入館者数につきましては 13 万 4,653 人で前年比、約 109 パーセント、1 万 1,249 人の増となりました。令和 6 年度におきましては経費削減はもとより、企業活力、地域活力、組織活力の 3 つの活力により、地域に寄り添う、伴走型支援や交流人口拡大に繋がる拠点としての機能も念頭に、戦略的な経営を目指してまいります。以上、簡単ではございますが、報告第 3 号、令和 5 年度株式会社さがらの経営状況報告とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい。3 点ほど、シンプルですけども大事なことをちょっと質疑をしたいと思っております。今、村長のほうから株式会社さがらの社長としての報告がございましたけども、この 27 期の決算書、報告書、株主総会の資料ですね。見させてもらったところでありますが、他の近隣の施設とか民間は、コロナ後、そして、令和 2 年の豪雨災害後、かなり集客能力を高めて黒字に転換しております。実質黒字に転換しているところでありますが、この茶湯里のほうを見ますと、これは委託事業で活況でしたという事業概況がありますけども、熊本再発見の旅等ですね、国とか県のでこ入れというのはもうなくなってきますので、その影響での宿泊利用者があったかと思いますが、本来の業務、事業である営業部門においては、実質的には、まだまったくといっていいほど回復してない状況です。宿泊収入、売店収入に委託収入等がありますけど、これは委託事業絡みとか熊本再発見の旅がらみで増えているだけであって、これからが茶湯里の本来の営業力、サービス施設としての力が試される時期だと考えておりますが、一番、茶湯里みたいな施設の力のバロメーターと言われるのは、やっぱり入館者数ですね。それと温泉施設でいったらフリーパス。これが令和 2 年までは、大体フリーパスは 300 人前後で推移していたわけではありますが、その後、がくと、いろんな事情があって 150 人前後ぐらいで推移してて、全くこれが 4 年経ったところで増えてないんですね。データを過去見ますと。来館者数も増えてますけども、令和 2 年までは 10 万人前後で推移してるところであります。2 万人近くが減ったままで 8 万 3,000 人です。そういったこと、来館者とかフリーパスのお客さんというのがレストランや売店とかの売り上げに影響するというのは村長自身がおっしゃっているところでありますが、私がここで村長にお尋ねしたいのは、なかなか実質的に伸びない、数字が伸びない原因はどこにあるとお考えなのかということであり、何が原因で伸びないのかということ、社長としてどうとらえられているかをお尋ねしたいと思っております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、よその第3セクターのことをおっしゃいましたが、うちは指定管理者の補助金はやっておりません。近隣の温泉施設は何千万円かの管理、指定管理者の補助金をやられております。それをやられた中で黒字が出たとかいろいろありますが、うちは実質の黒字で450万円ですので、そこのほうが、ちょっとそのことは違うと思います。それと来館者数は徐々に伸びてるんですが、今、4番議員が言われましたとおり、県の補助関係の、旅行の宿泊補助ですね。これが切れましたので、それに代わるものがあれば、またいいんでしょうけども、やはり企業努力といいますか、来館者をいかに増やすか。それについては、いろいろ出資していただく企業等もごさいますので、いろんな形で、相良村もいろいろな事業も増えて参りましたので、その方々に利用していただくということが一番じゃなかろうかと思っております。また、4番議員も言われましたとおり、日々努力していかなければ伸びないんじゃないでしょうか。何が原因ということではありますが、コロナ禍から脱却したということでも今のところ安心してはおりますが、安心してはおりませんので、今後とも努力していきたいと考えております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 私が申し上げたいのは、株式会社さがら、施設としての茶湯里は、地域住民の方の福利厚生施設であるし、村から見ましたらサービス業であるということ、先ほど言ったとおりであります。令和5年度では、こういった施設は大体、民間も含めて実質的な営業利益を伸ばしてるわけなんです。茶湯里の場合は実質的には伸びてないんです。今までもかなりの高額な、毎年度、実質的な繰入れをしてる中で、補助金という形でも出したわけではありますが、それはここはいいんですが、実質的な営業利益が伸びてない茶湯里の経営に、どこか問題があるんじゃないかということをお尋ねしてるわけです。ご答弁なかったんですけども。質疑でありますんでこれ以上しつこくは聞きません。それで次ですけども、これは役員変更の件ですけど、株式会社さがらの取締役は村長含めて5名ということになっておりますが、これは、もちろん誤解はないと思いますけども、能力的に問題があるとか、そういった能力とか感情論で言ってるわけじゃなくて、5名の役員の中に親子関係の方が2人いらっしゃいます。ですから、こういうのは、同族経営の会社ではないんで、経営の健全化ということで考えたならば、役員の選出におきまして同じファミリーから2人出てくるというのは、本来は避けるべきでないか、忌避するべきではなかったかなと考えております。必ずしもその団体のトップである必要はないわけでもありますんで、その点、経営という視点に立った場合にどうお考えになるか、村長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 4番議員、一番ご存じのとおり、業者の方、あるいは団体の方

が出資していただいておりますので。村が 55 パーセント、あとの 45 パーセントはその団体と企業の方。企業も大口が 2 つございますが、その企業の方と団体の代表の方が親子だからおかしいんじゃないかという話ではございましたが、団体の方は、団体で代表者を、私が指名するんじゃないかと、その団体に代表者を出していただけないかということを出してもらった経緯がございますので、親子であろうと生活圏が別だし、住所も別だし、そういうことは、よそにも夫婦であり、兄弟であり、いろいろあると思いますが、出資されている企業とそれと団体とか、たまたま一緒に、血縁関係にあったというだけで、茶湯里の経営については支障はないと思っております。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) あの、

○議長(黒木正照君) 3 回目です。

○4 番(徳田正臣君) いいですか。

○議長(黒木正照君) はい。

○4 番(徳田正臣君) 私は、おかしいと言ってる話ではなくて、経営論として言ってるわけです。株式会社でありますんで、物的会社ですから、経営と所有というのは分離すべきなんです。経営と所有の分離というのがあって、出資者が役員になる必要がないどころか、むしろ出資者というのは役員として入れないほうが多い場合が多いんです。これは、同族系の会社だったら代表取締役が親父さんで、奥さんや息子が取締役で専務とか副社長とか監査役に入っていて、みんなが同じ名前がぞろっと 5 名も 10 名も入っている会社があります。それは同族経営ですから、それはまた違う。実質的な人的会社ですから。これは物的会社で、相良村が出資の会社でありますんで、55 パーセントはですね。他に協力してもらってる会社さんがあつたりしても、そういった所有と経営は分離するというのが物的会社の考え方でありまして、出資者に全くこだわる必要がない。むしろ今こだわらないほうが経営が適切にいく。それを余りにもシビアにいくわけにはいかない。やはり出資していただいているんで。ですから可能な限り、やはり適正な経営ができるためには、出資している団体の代表者でなくても、実際ミスミさんは、社長は取締役として入ってないわけですよ。それでいいんですよ。だから各団体の枠の中で取締役を選んでいったほうが、より健全な経営ができるんじゃないかなということで、私は村長にお尋ねしたわけでありまして。それでいいです。これで。それと、ある意味で一番懸念してることで、もう一つ質疑があります。茶湯里は、宿泊部門のところで、事業報告書のところで、素泊まりや朝食付きが多いというふうに書いてありましたけども、やはり温泉施設というのは、1 泊 2 食で夕食をとってもらったほうがやはり収益が上がってくるのに、なぜそこを増やす努力をされないのか。これは前々から申し上げてるとおりであります。それで、組織図を見ま

すと調理課リーダーはいらっしゃいますけども、これは厨房に、現実、資格を持って
る方ではなくて、厨房に入っていて現実的に調理をされる方で調理師の免許を持って
いらっしゃる方というのは何人いらっしゃるのか。ちゃんと責任を持って調理師、料
理長として、あるいは副料理長というのが、これは存在しないんじゃないかなという
ふうに私はこの組織図を見ております。そこちょっと問題ではないかと思ひますん
で、今後はそここのところを改善していただきたいということも含めて、村長の、そ
この点の経営者としてのご意見を伺いたいと思ひております。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 茶湯里の厨房関係で、今、免許を持っている方はお2人のよう
でございます。失礼しました。それで、実際、本当は持っておられなくても、茶湯里が、
会社そのものが食堂をやるということですので、本当は持っていなくても
厨房とか食事はできるわけですが、やはり、今、4番議員が言われましたとおり、そ
の中でも免許を持たれている方がおられたほうがいいだろうということで、現在2名
の方が持っておられます。内容については、宿泊と夕食、朝食が一緒がいいんじゃない
かという話ですが、今はよそのホテルなんかも、やはり出す人件費とかいろいろ考
えた場合、外食を勧めるところもあるそうです。うちの場合は、たまたまお客さん
のご希望に応じてやっているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) 最後というか、一ついいですか。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。いずれにしても、都市型のホテルは、宿泊者のほうか
ら晩飯はいらないという。その代わり近隣の居酒屋に行くというシステムが地域とし
てできているわけでありまして。相良村の場合には晩飯をいらないという人は相良村で、
どこか食べてもらえばいいですけど、人吉市に飲みに行かれるということでありま
すので、外にお金が入っていく。相良村に入ってこないというシステムになっている。
そういう話も多く聞きますんで。村長もいろいろお忙しくて大変でしょうけども、2
人を勉強させているということですかね。2人。調理師免許はやはり、法的には調理
師免許がなくても、料理長がいなくてもいいわけでありまして、やはり調理師免許を
持って、料理長としてきちっと勉強されている方のほうが、やはり食品の衛生管理も
しっかりできるわけでありまして、それができてるかできてないかのちょっとクエス
ションが実際あるわけでありまして、その点早く、料理長、副料理長なりを人材と
して確保していただいて、やはり1泊2食付きで茶湯里で食事してもらって、飲んで
もらって、温泉に浸かって良かったなというリピーターが増えるような、本当に地域
に喜ばれる施設経営を、村長の下でやっていただければいいかなということであり
ます。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、ほかにご質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑

なしと認めます。これで質疑を終わります。これで本件の報告は終わりました。



日程第4から日程第5 報告第4号から報告第5号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、報告第4号、健全化判断比率の報告について及び日程第5、報告第5号、資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。本件について報告を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、報告第4号、健全化判断比率の報告について及び報告第5号、資金不足比率の報告について一括してご説明申し上げます。30ページからご覧ください。まず、報告第4号、健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため数値を出しておりません。また、実質公債費比率は8.7パーセントで、対前年度プラス0.3ポイント。将来負担比率については、令和4年度決算と同様0パーセントでございます。次に、報告第5号、資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、相良村簡易水道特別会計及び相良村農業集落排水特別会計の令和5年度決算に基づいて資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。なお、各会計について資金不足はありませんでしたので、数値は出ておりません。以上、報告第4号及び報告第5号についての報告とさせていただきます。

○議長(黒木正照君) 報告が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第4号及び報告第5号の報告は終わりました。



日程第6から日程第11 認定第1号から認定第6号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第6号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。本件について説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定から認定第6号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定までを一括してご説明申し上げます。まず、認定第1号、令和5年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては113ページの

実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が 51 億 1,174 万円、歳出総額が 48 億 3,692 万 2,000 円で、歳入歳出差引額が 2 億 7,481 万 8,000 円の決算となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額を 1 億 5,927 万 7,000 円、事故繰越し繰越額を 5,604 万 8,000 円。合計の 2 億 1,532 万 5,000 円を繰越し財源といたしましたので、実質収支額は 5,949 万 3,000 円となりました。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 122 ページ以降の主要施策の成果説明書をご覧いただければと思っております。よろしくお願いたします。次に、認定第 2 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては 150 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額 5 億 2,462 万 6,000 円、歳出総額 5 億 645 万 7,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 1,816 万 9,000 円の決算となりました。また、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、基金への繰入額は 460 万円でございます。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 151 ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第 3 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては 163 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が 1 億 4,093 万 1,000 円、歳出総額が 1 億 3,856 万円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 237 万 1,000 円の決算となりました。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 164 ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第 4 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては 176 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が 1 億 9,868 万 4,000 円。歳出総額が 1 億 9,568 万 3,000 円で歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 300 万 1,000 円の決算となりました。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 177 ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第 5 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては 197 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が 7 億 7,269 万 7,000 円、歳出総額が 7 億 1,314 万 1,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 5,955 万 6,000 円の決算となりました。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 198 ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。最後に、認定第 6 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては 209 ページの実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が 7,470 万円、歳出総額が 7,397 万 1,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに 72 万 9,000 円の決算となりました。なお、令和 5 年度の主要施策の成果につきましては 210 ページの主要施

策の成果説明書をご覧くださいますようお願い申し上げます。以上、各会計の決算概要について簡単にご説明申し上げましたが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 引き続き地方自治法第 121 条の規定により、代表監査委員の出席を求めていますので、令和 5 年度相良村一般会計及び相良村特別会計の歳入歳出決算の審査結果の報告を求めます。代表監査委員、渡邊法光君。

{「はい。」と、代表監査委員。}

○代表監査委員(渡邊法光君) 議員の皆様、おはようございます。相良村代表監査委員の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまから、令和 5 年度一般会計及び国民健康保険特別会計他 4 件の特別会計の歳入歳出決算の審査の結果についてご報告をいたします。地方自治法第 233 条 2 項の規定に基づき村長から審査に付されました令和 5 年度の決算につきましては、去る 7 月 22 日から実質 7 日間にわたり議会選出の小善監査委員とともに、関係帳簿及び収入支出証拠書類並びに証書等を審査いたしました。この決算に当たりましては、監査基準による他、決算審査意見書の 1 ページに記述しております 8 項目の視点に重点を置き監査を実施しております。その結果、決算計数は関係帳簿と符合しており、当該年度における決算は適正であると認めました。計数等詳細につきましては決算審査意見書に記載しておりますのでどうぞご覧ください。終わりに決算に関する意見書は、地方自治法第 233 条第 4 項の規定に基づき小善監査委員との合議によるものであることを申し添えて決算報告といたします。

○議長(黒木正照君) 本件について説明及び審査結果の報告が終わりました。これから、認定第 1 号から認定第 6 号及び監査結果の報告についてまでの質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{9 番議員、挙手。}

はい、9 番議員。

{「はい、議長。」と、9 番議員。}

○9 番(市岡智恵君) 9 番、質疑させていただきます。令和 5 年度相良村一般会計歳入歳出決算書の認定について、収入のほうでタブレット、ページ数 14 ページ、公営住宅収入未済額 164 万 3,800 円。ページ数 158 ページ、簡易水道特別会計現年度 159 万 3,630 円、過年度 1,083 万 940 円で、収入未済額 1,242 万 4,570 円。タブレット 171 ページ、農業集落排水特別会計現年度 73 万 1,450 円、過年度 280 万 9,720 円で、収入未済額 354 万 1,170 円となっております。各収入未済額の内訳として、件数及び高額収入未済額について、また、対応についてどのように考えておられるのか、それぞれの課長にお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。まず、住宅の収入未済でございますが、過年度の滞納繰越分としましての金額です。件数が4件でございます。このうち4件でございます。一番高額の滞納者の金額、すみません、今、手持ちに用意しておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。金額については現年分の収入未済がございませんでしたので、金額については圧縮しているというような状況でございます。引き続き滞納者との連絡のやり取り、2か月、3か月、滞納が続くようでありましたら、役場のほうに来ていただいて、収納についてしっかりとお話をさせていただくというような対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。まず、簡易水道特別会計歳入歳出決算書の、タブレットでいきますと158ページの収入未済額、使用料の令和5年度現年分につきましては、人数でいきますと60名となっております。令和4年度の前年度対比からすると、ご指摘のとおり8万8,010円の増となっております。人数的には前年からすると12名減っております。次に、過年度分についてですけれども74名でございます。令和4年度、前年度対比でございますが、96万3,260円増額となっております。人数的には1名減となっております。次にタブレットの171ページ。これが農業集落排水の特別会計歳入歳出決算書、171ページでございます。使用料の収入未済額現年分ですけれども、これが人数的には35名。令和4年度前年度対比からすると15万4,390円増額となっております。人数的には4名の減となっております。過年度分につきましては、前年度対比19万6,620円の増となっております。人数的には30名からプラス6名の36名が滞納をされておるところです。人数的には、全体的には上水道も下水道も減っているところでございますが、一人一人の常習的な滞納者の滞納額が大きいのではないかとというふうに考えられます。今後の対応といたしましては、年々、そういった悪質な滞納者が増えてきている中で、滞納者それぞれに面談の実施を計画しております。その結果に基づきまして、監査委員からの指摘も受けて検討したわけですけれども、指定期限内に使用料の納入、一括、分納も含めてですが、ない場合、それから、先ほど申しました悪質と認められた場合につきましては、本村に条例で規定して相良村簡易水道給水条例第34条に給水の停止というのがございまして、それに基づきまして給水の停止を検討しているというふうに考えておるところでございます。以上、お答えいたします。

○議長(黒木正照君) 保健福祉課長、よろしいですか。ありますか。

○9番(市岡智恵君) いや。

○議長(黒木正照君) ありました。なかったですね。すみません。あとはどなたですか。

- 9番(市岡智恵君) いや、いいです。
- 議長(黒木正照君) 以上ですか。
- 9番(市岡智恵君) はい
- 議長(黒木正照君) はい。
- 9番(市岡智恵君) 公営住宅と、はい。
- 議長(黒木正照君) はい。
- 9番(市岡智恵君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、9番議員。
- 9番(市岡智恵君) はい、総務課長と建設課長からそれぞれに答弁をいただきましたけれども、簡易水道特別会計の水道使用料については、過年度の収入未済額が1,000万円ほど超えている状況であります。早急に未済額の対応を検討すべきではないでしょうか。次に、支出に入ります。タブレット、ページ38ページ、補助金、地方路線バス補助金4,393万3,000円となっておりますが、決算等の書類は提出されていると思います。近隣の市町村の補助金等はどのようになっているのか、これは企画商工課長、お願いいたします。
- 議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。
- 企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。7月1日付けで企画商工課長を拝命しました佐竹です。よろしくお願いいたします。ご質問いただいた件についてお答えいたします。路線バスの補助金、いわゆる産交バスへの補助金になりますけれども、バス運行に係る欠損額に対して、各市町村の路線ごとの運行距離で算定した金額を負担しております。人吉球磨管内は5路線、5系統走行しております、5年度の決算額の総額が1億円を超えております。相良村では5路線走行しております、人吉球磨管内の路線バスが走行している8市町村の中では一番高額になっております。ほかの市町村の状況につきましては、球磨村と水上は走っておりませんので、その他の8市町村についてです。5年度の決算で人吉市が1,700万円、あさぎりが1,100万円、五木村が900万円、錦町が800万円、多良木町が600万円、山江村が100万円、湯前町が100万円、それぞれの詳細につきましては、後ほどお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 9番(市岡智恵君) はい。
- 企画商工課長(佐竹淑子君) はい。以上、お答えします。
- 議長(黒木正照君) 9番議員、
- 9番(市岡智恵君) はい。
- 議長(黒木正照君) 総務課長のほうから、以前の説明の追加をしたいということですので。はい、総務課長。
- {「はい。」と、総務課長。}
- 総務課長(川邊俊二君) 総務課長、先ほどのご質問で、村営住宅の一番の高額者の方

の金額でございますが、7月22日時点で56万1,700円でございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい。9番議員。

○9番(市岡智恵君) はい。産交バスに、補助金として相良村が一番高いということですが、現在の路線バスの運行状況を見ますと乗車されている方が少なく、無人の場合もあります。地方路線バス補助金については、各市町村の補助金も支出されていると思いますが、高額な公金支出でもありますので、乗車数のデータ等を基に企業努力が必要ではないでしょうか。タブレットで72ページ、茶湯里の修繕料786万3,004円、補助金100万円となっておりますが、過去5年間の、茶湯里に支出した修繕料及び補助金の金額はどれだけなのか、もし分かれたらお願いいたします。企画商工課長、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。まず、修繕料の過去5年間の支出の額になります。これは村のほうで支出している額です。令和元年度956万5,710円、令和2年度164万5,434円、令和3年度377万4,660円、令和4年度924万8,217円、令和5年度が786万4円となっております。補助金の過去5年間の支出のほうです。令和元年度が150万円、令和2年度が3,600万円、令和3年度が4,100万円。こちらの2か年につきましては、新型の臨時交付金のほうで、国のほうの交付金を活用しております。令和4年度はございません。令和5年度が100万円となっております。以上、お答えします。

○9番(市岡智恵君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、9番議員。もう3回終わりましたから。

○9番(市岡智恵君) はい。令和5年度における売上高が1億7,612万3,283円となっております。前年対比120パーセントと計上されておりますが、収益があり、引き続き独自の事業を進めていただきたいと思います。以上で質疑といたします。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩とします。再開は11時といたします。

○
休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分
○

日程第12 議案第45号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第12、議案第45

号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 45 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険法の一部を改正されたため、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、国民健康保険の被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に関する規定を削除し、過料について 10 万円に改正するものでございます。以上、議案第 45 号について提案理由をご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 13 議案第 46 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 13、議案第 46 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 46 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。39 ページからをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,653 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 2,415 万 6,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 48 ページ以降の歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、各科目における給与等については、7 月 1 日付の人事異動に伴う補正を、また、役務費の通信運搬費においては、10 月 1 日から郵便料金が改正されることから、切手購入など不足する金額の増額補正でございます。まず、総務費関係では 1,442 万 9,000 円の増額補正ですが、51 ページの総務管理費の財産管理費で、経年劣化しました役場庁舎の高圧ケーブルなどの修繕料として 160 万円、総合運動公園に隣接していますヘリポート横の樹木伐採業務委託料として 105 万円の増額補正を、52 ページの企画費で、くま川鉄道に対する経営安定化及び災害復旧に係る補助金として 337 万 9,000 円の増額補正を、53 ページの情報通信施設管理費で、光ケーブル共架柱の移転に伴う伝送路等の修繕料として 150 万円の増額補正を、徴税費の税務総務費で、定額減税補足給付金の給付対象者の増加見込みによる給付金として 660 万円

などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、民生費関係では 2,049 万 8,000 円増額補正ですが、54 ページの社会福祉費の社会福祉総務費の扶助費で、村内への転入者の増加見込みにより、低所得者支援給付金として 185 万円、重層的支援体制整備事業の実績確定に伴い、移行準備事業返還金として 343 万 5,000 円増額補正を、障害者福祉費で、高額な更生医療の増額が見込まれることから、自立支援医療費の扶助費として 782 万円、自立支援給付費国庫負担金返還金として 201 万 3,000 円増額補正を、児童福祉費の児童措置費で、医療ケアが日常的に必要な児童の受け入れに伴う医療的ケア児保育支援事業補助金として 280 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では 488 万 6,000 円増額補正ですが、55 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、簡易水道特別会計への繰出金として 443 万 7,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 1,562 万 2,000 円増額補正ですが、56 ページの農業費の農業経営基盤強化促進対策事業費で、農業機械等導入支援事業補助金として 69 万 5,000 円増額補正を、農村総合整備事業費の繰出金で農業集落排水特別会計への繰出金 99 万 9,000 円の減額補正を、林業費の林業維持費で夜狩尾林道橋梁補修詳細設計業務委託料として 171 万 3,000 円、林道維持管理用重機借上料として 300 万円の増額補正を、57 ページの森林経営管理事業費で、造林事業推進のための森林環境保全事業補助金として 928 万 7,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では 798 万円の増額補正ですが、道路橋梁費の道路維持費で、台風 10 号の被害箇所を含む村道維持管理用重機借上料として 500 万円。村道清流川辺川線 FWD 調査業務の追加委託料として 250 万円の増額補正を、村道清流川辺川線舗装工事請負費については、村道清流川辺川線の委託料に追加計上しました 250 万円と同額の減額補正を、58 ページの住宅費の住宅管理費で、給湯器等修繕料として 136 万円の増額補正を、河川費の河川総務費で白木谷谷川及び袴谷谷川の河川管理用重機借上料として 160 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では 64 万円の増額補正ですが、消防費の非常備消防費で、消防団第 1 分団第 3 部の詰所移転中における積載車用パイプ車庫購入費として 20 万 9,000 円増額補正を、防災対策費で、各地区で整備される自主防災組織強化助成金として 20 万円の増額補正を、都市防災総合推進事業費で、永江及び平原地区避難地で整備する工作物建築確認申請等手数料として 23 万 1,000 円増額補正をお願いするものでございます。最後に、教育費関係では 3,246 万 2,000 円増額補正ですが、教育総務費の事務局費で、学校建設等基金積立金として 3,000 万円の増額補正を、59 ページの小学校費の教育振興費で、南小学校創立 150 周年記念式典関係経費として 103 万 6,000 円増額補正を、60 ページの給食管理費の共同調理場管理費で、給食調理器具及び空調機の修繕料として 63 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしましては 47 ページ以降の歳入

補正予算事項別明細書のとおりですが、繰入金及び村債を減額し、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。また、46 ページの第 2 表、地方債補正におきまして、臨時財政対策債の限度額の変更について併せてお願いするものでございます。以上、議案第 46 号について、ご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 14 から日程第 17 議案第 47 号から議案第 50 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 14、議案第 47 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号から日程第 17、議案第 50 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 47 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号から、議案第 50 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 47 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。62 ページからをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,030 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,791 万 8,000 円とするものでございます。補正の内容としましては 67 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 70 ページの簡易水道事業費で、大谷地区及び田代地区の簡易水道施設整備事業業務委託料として 1,030 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 69 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金、繰越金及び村債をもって充てるものでございます。また、66 ページの第 2 表、地方債補正におきましては、田代地区簡易水道浄水施設整備事業の追加を併せてお願いするものでございます。次に、議案第 48 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,331 万円とするものでございます。補正の内容としましては 76 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 79 ページの農業集落排水施設整備事業費の施設管理費で、落雷等による基盤の不具合や異物混入等による機器修繕料として 200 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては

は 78 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を減額し、繰越金をもって充てるものでございます。次に、議案第 49 号、令和 6 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明を申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,203 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,096 万円とするものでございます。補正の内容といたしましては 85 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 88 ページの保険給付費の介護サービス等諸費で、施設介護サービス費の増加が見込まれることから、給付負担金として 1,000 万円の増額補正を、諸支出金の償還金及び還付加算金で、実績の確定に伴い、国、県への返還金及び支払基金の返還金として 920 万 7,000 円の増額補正を、89 ページの繰出金についても実績の確定に伴い、一般会計への過年度分の繰出金として 181 万円などの増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 87 ページに計上しておりますが、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金をもって充てるものでございます。最後に、議案第 50 号、令和 6 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,714 万 3,000 円とするものでございます。補正の内容につきましては 95 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 98 ページの総務費の総務管理費で、10 月 1 日から郵便料金が改正されることから、各種通知用郵便代として 3 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 97 ページに計上しておりますが、繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第 47 号から議案第 50 号まで一括してご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 18 議案第 51 号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第 18、議案第 51 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第 51 号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和 5 年 8 月 23 日、令和 5 年第 9 回相良村議会臨時会において議決されました令和 5 年度新村橋災害復旧工事(取付道路工:令和 2 年災過年)におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、工事請負契約金額の変更につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

及び相良村議会の議決に付すべき契約又は財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、令和 6 年 2 月 21 日及び同 3 月 24 日の大雨により被災した仮設物の損害費用の計上または同理由により、主桁架設計画に変更が生じたことに伴い、主桁架設ヤード再設置に係る費用の計上及び取付道路工の着工前測量等の結果に基づく変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は熊本県球磨郡五木村大字甲 1,046 番地 9、株式会社技研日本、代表取締役堀川匠太でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 7,950 万円を 8,638 万 6,427 円に増額補正するものでございます。また、参考資料といたしまして今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 51 号について提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。すみません。ちょっと訂正させていただきます。前の契約金額は 7,095 万です。950 万と書いてありますが 95 万でございました。大変申し訳ございません。訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長(黒木正照君) ちょっと村長待ってください。ちょっと確認させてください。私の聞き間違いかもしれませんから。

○村長(吉松啓一君) 議長、すみません。重ねて訂正をお願いします。契約金額の総額を 7,095 万を 1 億 5,733 万 6,427 円に変更するものでございます。以上、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 質疑をいたします。工期に入って、この工事、もう 1 年以上経っているところでありますが、まず、工事の進捗率というのは大体どれぐらいあるか、ちょっとお尋ねいたします。建設課長をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。当該災害復旧工事の工期は令和 5 年 8 月 23 日から令和 7 年 3 月 21 日までとなっております。現在、ご存じのとおり、上部工の主桁を架設するために、今年に入りまして準備を進めてきたわけですが、2 月、3 月の大雨で工事が滞っております。その後、河川管理者であります国と協議をいたしまして、出水期が終わって 9 月の後半ぐらいから、また再度準備を始めて、計画では 12 月ぐらいを目途に上部工のほうを架設できればというところで進めております。今の進捗についてはそのような状況でございます。

○4 番(徳田正臣君) 工期はいいですけど、大体の掴みでいいですから、進捗率何パー

セントぐらい、

○建設課長(大土手寛君) あ、もう

○4番(徳田正臣君) 進んでいるか。

○建設課長(大土手寛君) 全体です。下部工につきましてはもうほぼ、取付道路工を今やっておりますので、9割弱方は進捗をしております。上部工についてはまだ0パーセントでございます。

○4番(徳田正臣君) 追加・・・

○建設課長(大土手寛君) 今、ちょっと村長からのご指摘がありまして、主桁の製作は、工場で製作したものを仮置きしておりますので、その分については進捗率0パーセント以外で、主桁の製作はできているというところで・・・

○4番(徳田正臣君) 置いてあるところですね。

○建設課長(大土手寛君) はい、追加です。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。行政の場合には契約が特殊な部分が、法で守られている部分があるわけでありますが、当初契約、現契約から見たならば、変更というのは、現契約ないしは当初契約に対して同一性を失わないところでの変更なんです。それで国交省の通達指針によれば、大体、変更というのは、現契約の3割以上の増額変更があった場合には、これ新契約として結び直さなければいけないというのがあったかと思うんです。ただ、今のお尋ねした進捗状況の進捗率っていうことから考えれば、新たな契約として持っていった場合に、今の受注業者外に持っていくというのはこれは現実無理な話でありますから、それは致し方ないとは思いますが、これはやはり、これだけの、倍以上の増額変更で、契約の方法としてこれはやはり増額変更の契約という形でいいのか。ほかの方法というのはないのか。法的に。あるかと思うんですが、そここのところの検討をされたのか、もうこれしか契約方法は致し方なかったのかということをお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。今回の工事につきましては、災害復旧工事というところもございまして、原則3か年で竣工しなさいというふうになっております。ただ、予算の確保、それから申請等につきまして、スムーズな進捗とは言えない部分ももちろんございました。当工事におきまして、途中まで事故繰越予算となっておりましたが、順調に進んでおったところ、再度、大雨による災害による一応被災という部分でございまして、その辺で、国、県、村、三者協議で何回も協議をさせていただいた結果、一応、河川協議の後に、もちろん3割増減の中で3割以上の増額という部分で大幅な増額となったわけですが、その辺におきましても

重要な変更協議というところで、国、九地整のほうに申請をいたしまして、その後、増額の変更という形で進める形を決定させていただいたというところでございます。よろしいでしょうか。

○4番(徳田正臣君) はい。とりあえずよかばい。すみませんね。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。この変更が生じた理由、状況は分かりますけど、これはもう確認ですけど、これそこでよかですけど、これ建設工事保険にはもちろん入っているわけですよ。

{「はい。」と、建設課長。}

これ入らなければいけないですからね。それで私が申し上げたような法律論として、こういった形の契約でいいのかということです。当初契約と同一性というのは全くないですよ。もう倍以上の金額。だから国交省がもう了知しているならいいんですけど、ほかの契約の方法もあり得るのではないかなと思ったからお尋ねしたわけです。そういうことであります。工事内容の専門的なところは、なかなか私どもが専門じゃないですから理解できないであります。出された資料的に判断するのが非常に難しいところではありますが、契約のあり方についてのちょっと疑問を持ったところでお尋ねしたわけでありまして。機会がありましたら、ちょっと国交省さんのほうにまた、そういった議会での質疑があったということをお伝えしてもらえればいいかなと思っております。私としては以上です。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 反対の立場であります。賛成という方向で、できるだけ考えたいと思っております。私自身の知識的な、専門的な知識も含めて、賛成するところまでの熟度が高まっていないものですから、そういう趣旨で先ほど契約のあり方も含めて、変更工事の内容もどうしても理解できない部分がありますので、そういう趣旨で、私は反対をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 52 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 19、議案第 52 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 52 号、工事請負契約の変更について提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和 5 年 8 月 23 日、令和 5 年第 9 回相良村議会臨時会において議決されました令和 5 年度新村橋災害復旧工事(橋梁上部工:令和 2 年災過年)におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、工事請負契約金額の変更につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、令和 6 年 2 月 21 日及び同年 3 月 24 日の大雨により被災した資機材の損害費用の計上、また、同理由により主桁架設計画に変更が生じたことに伴う主桁仮置きに係る費用の計上及び桁下足場工、橋面舗装工、橋面防水工、高欄工の施工取りやめにおける変更が必要となったことから事業量の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は熊本県熊本市中央区神水 1 丁目 3 番 1 号、株式会社日本ピーエス熊本営業所、所長小川雄一郎でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 2 億 5,542 万円を 2 億 5,597 万 5,140 円に増額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 52 号について提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) ちょっとお尋ねいたします。こういった議論は、一生懸命、村民のためにしなければいけないんでしょうけど、今からでもいいから、何か吊橋にして欲しかったなと思っているところです。それはともかくですね、ちょっと細かいことかもしれないですけど、1 点ちょっとお尋ねいたします。そこの堤の所とか、そこの総合グラウンドの駐車場の所に橋桁というか、桁、いっぱい置いてありますけど、通常、受注業者というのは、受注業者の責任において、ああいった工事の物資材というのは場所を確保するかと思うんですね。であれば、村有地でありますけども、これはどういった形であそこに、置かせてやらないという、けちなことを決して言ってるわけじゃなくて、村民さんから、邪魔だなと、あれ何なのかなと聞かれることがありますんで、そういうところからの視点でお尋ねしたわけでありまして。あれを村有地に置

いてるのはなぜなのか。本来は、この日本ピーエスがああいった建築資材等を置く場所を別個に、やはり自分の、受注者側の責任で置き場を確保すべきではなかったかなというところをお尋ねいたしたいと思っております。これはもう建設課長がよかな。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご指摘のとおり、村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。ご質問のとおり上部工に架ける主桁につきまして、まず、工場製作というところで別工場で作ったところです。製作後、その工場に保管しておく期間というのも限られておりまして、まさに工場から運搬する約1週間ぐらいですかね。の期間で被災したというところもございまして、もちろん発注側といたしましても、業者に対しましてご相談はさせていただいたところです。ただ、製作工場におきましては、うちの製品だけでなく、ほかの製作もあるというところではなかなか厳しいと。契約相手方にも、あれだけの資材を保管できるような場所がなかなかないし、できたら、この前のような被害がいつ来るかも分からないような状況で、速やかに架設ができる近場の場所がいいだろうと、その辺も検討した結果、現在の、運動公園横の仮設住宅の横、それから瀬戸堤公園の一部に仮置きを許可したという経緯でございます。

○4番(徳田正臣君) これ、無償よな。

○建設課長(大土手寛君) そうです。

○4番(徳田正臣君) はい、銭を取れていう話じゃなかでな。

○建設課長(大土手寛君) はい。それと、もし工場に置いて、また運搬がいろんな場所に移った時には、そういった運搬の経費もかなり掛かるという部分も含めて検討はいたしたというところで・・・

○4番(徳田正臣君) それは受注業者がやらんばいかん話であって、

○建設課長(大土手寛君) それも協議の中でさせてはいただきました。

○4番(徳田正臣君) はい、以上で。

○建設課長(大土手寛君) はい。

○4番(徳田正臣君) はい、以上です。

○議長(黒木正照君) ほかにご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 53 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 20、議案第 53 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 53 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の規約の一部変更は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 6 年 12 月 2 日から現行の被保険者証の発行を終了することから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。本件が地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、ご提案するものでございます。以上、議案第 53 号についてご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 53 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 53 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 諮問第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 21、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。相良村に置かれております人権擁護委員の豊原幸一郎氏の任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、再度、同氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会のご意見をお聞きするものでございます。以上、諮問第 1 号についてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、人権擁護委員候補者の推薦について採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

{議場の施錠}

ただいまの出席議員は9人です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、川邊一徳議員、

{「はい。」と、1番議員。}

2番、坂田朋美議員

{「はい。」と、2番議員。}

を指名します。投票用紙を配ります。

{投票用紙の配布}

念のため申し上げます。本件に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。なお、会議規則第83条の規定によって、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

{投票箱の点検}

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

{投票}

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。川邊一徳議員、坂田朋美議員、開票の立会いをお願いいたします。

{開票}

投票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち、賛成9票、反対0票。以上のとおり全員賛成です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と答申することに決定しました。議場の出入口を開きます。

{議場の開錠}



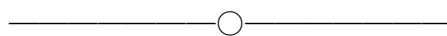
日程第22 委員会付託の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第22、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号から認定第6号まで及び議案第45号から議案第50号は、配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託

することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。



散会 午前 11 時 46 分